

# GPA制度運営要領

## 1 趣 旨

この要領は、兵庫県立森林大学校管理細則（以下「細則」という。）第11条の規定に基づき、グレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。）制度について、必要な事項を定める。

## 2 GPA

細則第5条第1項第5号の規定に基づく成績評価に対し、次のとおりグレード・ポイント（以下「GPA」という。）を付与する。

成績評価	秀	優	良	可	不可
GPA	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

## 3 GPAの算出

(1) GPAは、次の式により計算するものとし、小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

なお、単位数は細則第4条の規定に基づき換算した単位数とする。

$$GPA = \frac{(GP \times \text{単位数}) \text{ の総和}}{\text{履修した各授業科目的単位数}}$$

(2) GPAは、学期ごとに算出する学期GPAと、在学中の各学期を通算して算出する累積GPAとする。

(3) 次に掲げる科目は、GPAの算出に含めない。

ア 未履修科目

イ 細則第2条の規定に基づき作成した年次ごとの教育計画において、単位授与の対象としていない科目（シラバス（授業計画）の単位欄が「-」とされている科目）

ウ 細則第6条の規定に基づき履修認定された科目

(4) 再履修により当該授業科目に係る成績評価に変更があった場合は、再履修後のGPAによりGPAを算出するものとする。

## 4 GPAの利用

算出したGPAは、学生の学習意欲を高めるため、成績証明書に記載するほか、次の目的で利用する

(1) 兵庫県立森林大学校学生表彰要領（平成31年2月21日施行）第4で定める受賞者の選定

(2) 履修指導及び教育の質の向上を図るための成績の分布状況の把握

## 5 報告、警告、助言等

- (1) 大学校長は、各学年においてGPAが下位の学生に対して、修学状況に関する報告もしくは資料の提出を求め、又は必要な指導もしくは警告をすることができるものとする。
- (2) 前号の指導もしくは警告を受けた学生が、修学向上を目的として、兵庫県立森林大学校自主研修等認定要領（平成29年4月1日施行）に基づく自主研修に取り組もうとする場合、学生は大学校長が選任する指導員に対し、必要な助言を求めることができるものとする。
- (3) 前号の規定に基づく助言をもってしても、学期GPAが二期連続して下位4分の1の学生にあっては、指導員は助言を取りやめ、又は指導を放棄することができるものとする。

## 6 雜則

この要領で定めるほか、GPAに関し必要な事項は、大学校長が別に定める。

### 付則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年4月1日から施行する。